

介護支援専門員の登録を受けている方が亡くなられた等、下記の事項に該当することとなつた場合、届出が必要です。

届出を行う方は、

- ・死亡した日から30日以内、又は下記の事項に該当したことを知った日から30日以内に
- ・**様式第9号 介護支援専門員死亡等届出書 を提出**

届出事項の種類	届出を行う人
登録者の死亡	登録者の相続人
心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当するに至った場合	本人又はその法定代理人若しくは同居の親族
登録者が拘禁刑以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人
登録者が介護保険法等(※)の規定により罰金の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人

※介護保険法以外の該当法令(介護保険法施行令第 35 条の 2)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)	栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
医師法(昭和 23 年法律第 201 号)	歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)	歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
医療法(昭和 23 年法律第 205 号)	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)	生活保護法
社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)	高齢者の医療の確保に関する法律
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)	義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)	言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)	国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)	公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号)
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 28 年法律第 110 号)	臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)